

広島県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市志和町内字塚土二一〇一九番三三 地先から 東広島市志和町内字塚土二一〇一九番三三 地先まで		二〇・〇〇 三九・五〇	一三・〇〇 二六・〇〇	六五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 メートル